



平成24年 9月 3日

久喜市長 田中 暄二 様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直昭



ご請求いただいた要望ならびに経費に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成24年7月30日にいただきました「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に係る要望について」「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した経費の請求について」について、下記の通りご回答申し上げます。

#### 記

#### 【東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に係る要望について】

##### 1. 久喜市さまに関するもの

- ①. 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して、久喜市が行った対応に要した費用及び今後要する費用について全額を補償すること

地方公共団体の皆さまへの賠償につきましては、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で継続的に検討を進め、必要な賠償基準を早急に定めたいと、原因者として、責任と誠意をもって適切に対応させていただきます。

つきましては、誠に申し訳ありませんが、今後のスケジュールなどにつきましては準備が整い次第、機会を改めましてご説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ②. 久喜市が実施する諸々の放射線対策等について、貴社においても、人的、物的な対応及び支援を積極的におこなうこと

現在、弊社は福島第一原子力発電所の安定状態の維持及び廃炉に向けた取組に加え、住民の方々の一時的帰宅等においても放射線量の測定機材を使用しております。また、被災者の方々への賠償・支援ほか、電力の安定供給の維持などに全社をあげて全力で取り組んでおります。

このため、人的、物的なご要望に対応させていただくことは大変困難な状況でございます

すので、ご容赦のほどお願いいたします。

- ③. 久喜市が実施する除染により生じる汚染土壌等の処分などについて、貴社が速やかに対応をすること

除染に伴い発生した土壌等の取扱につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき進められるものと考えており、この法律の枠組のもとで弊社としても出来る限り協力してまいりたいと考えております。

## 2. 市民、事業者に関するもの

- ①. 市民等が行う放射線測定などについて、貴社が積極的かつ直接に支援等を行うこと

現在、弊社は福島第一原子力発電所の安定状態の維持及び廃炉に向けた取組に加え、住民の方々の一時的帰宅等においても放射線量の測定機材を使用しております。また、被災者の方々への賠償・支援ほか、電力の安定供給の維持などに全社をあげて全力で取り組んでおります。

このため、人的、物的なご要望に対応させていただくことは大変困難な状況でございますので、ご容赦のほどお願いいたします。

- ②. 市民等が行う除染により生じる汚染土壌等の処分などについて、貴社自らが速やかに対応すること

除染に伴い発生した土壌等の取扱につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき進められるものと考えており、この法律の枠組のもとで弊社としても出来る限り協力してまいりたいと考えております。

- ③. 放射線量測定及び除染作業等については、対象となる土地が民有地等であっても、貴社自らが積極的かつ直接に対応をすること

現在、弊社は福島第一原子力発電所の安定状態の維持及び廃炉に向けた取組に加え、住民の方々の一時的帰宅等においても放射線量の測定機材を使用しております。また、被災者の方々への賠償・支援ほか、電力の安定供給の維持などに全社をあげて全力で取り組んでおります。このため、人的、物的なご要望に対応させていただくことは大変困難な状況でございますので、ご容赦のほどお願いいたします。

また、除染に伴い発生した土壌等の取扱につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき進められるものと考えており、この法律の枠組のもとで弊社としても出来る限り協力してまいりたいと考えております。

- ④. 市民等の不安を解消するために、広報その他の活動を貴社自らが積極的に実施すること

福島第一原発事故の現状に関する情報公開につきましては、現在、定例の記者会見をはじめ、国内外報道機関への情報発信、弊社ホームページを活用した情報公開等に努めております。今後とも、より迅速・正確な情報発信を心がけ、皆さまのご不安を少しでも早く

取り除くよう、全力で取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**【東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した経費の請求について】**

弊社事故により地方公共団体の皆さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」と言います。）」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を踏まえ、弊社といたしましては、下水道事業、水道事業などに関する損害賠償への取り組みを進めているところでございます。

また、下水道事業、水道事業等以外に関する損害賠償につきましても、中間指針等を踏まえ、損害賠償範囲や手続きなどの検討を鋭意進めておりますが、個人さまや法人さま、個人事業主さまへの賠償の支払いを最優先に対応させていただいている状況もでございます。

つきましては、誠に申し訳ありませんが、今後のスケジュールなどにつきましては準備が整い次第、機会を改めましてご説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上